

芸術文化フォローアップ事業
おとなの時間×こどもの時間

表現でつながる！楽しむ！ 遊び場ワークショップ

大人とこどもで部屋を分かれて、からだやコトバを使って遊びます。大人には日々の慌ただしさから離れ、遊んで喋って自分時間を楽しむ機会に、こどもにはのびのびと全身で楽しめるワークショップです。

- **対象** 小学1年生から4年生までの親子
- **日時** 3月22日(日) 10時半～正午
- **会場** まどかぴあ202会議室
- **定員** 大人、こども各15人(先着順)
- ※大人は単独の参加も可
- ※飲み物持参、動きやすい服装
- **進行役** 芸術文化フォローアップ事業の参加者7人

※市では、芸術文化活動の担い手を増やす取り組みを進めています。今回は、その取り組みに参加しているアーティスト7人がワークショップを開催します。

● **申し込み方法** 申込フォーム



● **申込期限** 3月18日(水)

● **問い合わせ先**

コミュニティ文化課芸術文化担当

☎(580)1996

FAX(573)7791

✉shakai@city.onojo.fukuoka.jp

3月31日(火)が納期限です

- ◇国民健康保険税(第10期)
- ◇介護保険料(第10期)
- ◇後期高齢者医療保険料(第9期)

延滞金は
年 9.1%

※令和8年の割合です。
※納期限の翌日から1カ月を経過する日までの割合は年2.8%です。

LINEで納期限のお知らせを発信中
バーコードを読み込み、友だち追加後に「受信設定」で通知を希望する税目を選んでください。

口座振替が便利

市ホームページで申し込みます。
※一部対応していない金融機関があります。

問い合わせ先

◇納付に関する事

納税課納税相談担当

☎(580)1975

◇口座振替に関する事

納税課納税管理担当

☎(580)1832



軽自動車・バイクの廃車手続きなどは済みましたか

軽自動車税（種別割）が課税されます

軽自動車税（種別割）は、4月1日時点で軽自動車（原付・バイク・軽四輪 など）を所有する人に、その年度分が全額課税されます。自動車税（種別割）と異なり、月割課税制度はありません。

次の場合は、4月1日までに廃車などの手続きを行わなければ課税されます。

- ◇使用不能になった（故障など）
- ◇すでに車両を持っていない（盗難・譲渡など）
- ◇市外に住所が変わった（転入・転出した人）
- ◇所有者が死亡した（引き続き使用する人がいる場合、名義変更の手続きが必要です。）



●問い合わせ先

種別	手続き窓口
◇原動機付自転車（125cc以下のバイク、特定小型原動機付自転車） ◇小型特殊自動車（ミニカーやフォークリフトなど）	市税課市民税担当 ☎(580)1827
125ccを超えるバイク	福岡運輸支局 ☎050(5540)2078
軽自動車	軽自動車検査協会福岡主管事務所 ☎050(3816)1750